

令和2年 第4回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和2年4月17日（金） 15時35分～16時45分		
場	所	阪南市役所 第2会室		
出席者	〈教育委員会〉			
	教 育 長	橋 本 眞 一		
	委 員	八 田 三 紀		
	委 員	鎌 田 麻 美 子		
	委 員	辻 雅 之		
	〈事務局（生涯学習部）職員〉			
	部 長	伊 瀬 徹		
	理 事	神 藤 直 樹		
	副理事兼教育総務課長	中 川 准 樹		
	学校給食センター所長	河 野 貢		
	学 校 教 育 課 長	丹 野 恒		
	生涯学習推進室長	木 村 浩 之		
	尾崎公民館長	榎 谷 篤		
	東鳥取公民館長	國 見 千 春		
	西鳥取公民館長	熊 本 将		
事務局	副理事兼図書館長	加 藤 靖 子		
	学校教育課課長代理	石 原 慎		
	学校教育課課長代理	岩 水 綾 子		
事務局	教育総務課主査	中 山 直 子		
	教育総務課主事	中 佐 祐 穂		
書記	教育総務課主査	中 山 直 子		
傍聴者	なし			

会議の要旨

(教育長)

令和２年第４回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第１号「令和２年第２回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第１号「令和２年第２回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第５条第２項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

承認について、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第１号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第２号「令和２年第３回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第２号「令和２年第３回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第５条第２項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

承認について、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第２号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第１号「阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第１号「阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市スポーツ推進委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第2号「阪南市スポーツ推進委員について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

新たに委員となられた方は。

(生涯学習推進室長)

資料中、1番の方は平成4年から26年間委員を務めてこられ、今月末で任期満了となるが、このたび再任される。8番は、今回新たに委員となられる方である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「阪南市文化財保護条例に基づく指定文化財の指定について」
(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第3号「阪南市文化財保護条例に基づく指定文化財の指定について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

このたび担当者が1万点近い古文書を整理し、指定文化財の指定について委員の皆様にお諮りした。山中家文書の意義については議事録に詳しいが、阪南市の歴史上重要な資料ということで文化財に指定されたものである。文化財になるのは文物が多く、文書はあまり例がないとのことで、苦労があったことと思う。無

事指定されたことを感謝する。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市公民館条例施行規則の一部改正について」(東鳥取公民館)

(教育長)

議決事項第4号「阪南市公民館条例施行規則の一部改正について」東鳥取公民館の説明を求める。

(東鳥取公民館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(辻委員)

公民館への指定管理者制度導入にかかる案件は、本会議でも何度か審議されてきた。そこで確認だが、今回の規則改正は、「指定管理者に管理させることができる」という趣旨のものか。

(東鳥取公民館長)

行財政構造改革プランにおいて、令和3年4月に指定管理者制度を導入することとなっており、それに向けて進めるための規則改正である。

(教育長)

規則改正は、市議会で条例改正が議決されたのを受けてするのか。

(東鳥取公民館長)

令和2年第1回定例会において、阪南市立公民館の管理を指定管理者に行わせることができるとするための措置として、阪南市立公民館条例の改正が議決され、それを受けて規則を改正するものである。

(教育長)

公民館への指定管理者制度導入についてはこれまでも何度か審議し、意見を述べてきた。教育委員の意見も踏まえ、公民館をより良いものとするため努められたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(石原学校教育課長代理)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

確認だが、他の委員は今回委嘱する必要はないということか。

(石原学校教育課長代理)

現委員については令和2年5月31日まで委嘱している。今回委嘱するのは交代した委員と、新たに海洋教育を実施することとなった学校の代表者である。

(教育長)

今回尾崎小学校が加わり、校区内に漁港のある全ての小学校で海洋教育を実施することとなったのは喜ばしい。

海洋教育パイオニアスクールプログラムと、推進協議会の関係は。

(石原学校教育課長代理)

プログラムにおいて、海洋教育推進協議会設置が義務付けられている。

(教育長)

昨年度までに蓄積した経験を基に、カリキュラムづくりに向けて頑張っていたきたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第6号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第6号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

評価委員会については、委員の方々が非常に熱心かつ丁寧に評価してくださってありがたいこと、昨年度から評価の手法が大幅に改善されたこと、この2点を

挙げたい。数多くの項目を評価して下さるのは大変なことだと思うが、全委員が再任を受けて下さるとのことに感謝する。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和2年3月2日から3月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、宮城復興センター主催「国際交流&イングリッシュキャンプ」で、小学生を対象として、5月30日から12月20日にかけて和歌山県立白崎青少年の家等で全5回、1泊2日あるいは2泊3日で、英語を使用した野外活動及び防災アクティビティキャンプが行われる。昨年12月に同事業に対して許可したが、新型コロナウイルスの影響で一部中止になり、別日程を追加することとなったため、改めて許可したものである。

2件目は、大阪府立青少年海洋センター主催の「海洋センタークラブ」事業である。幼児から高校生を対象に同センターで年間を通じてマリンプログラムや野外活動を楽しむクラブ事業である。

3件目は、一般社団法人にぎわい夢創りプロジェクト主催「とっておきの音楽祭 in りんくう大阪2020」で、5月24日にりんくうタウン駅周辺で行われる予定で後援名義の使用を許可したが、主催者から新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を中止するとの連絡があった。

これら3件の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について」

(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について」
教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第3号「平成31年度第5回阪南市子ども・子育て会議について」
(教育総務課)**

(教育長)

報告事項第3号「平成31年度第5回阪南市子ども・子育て会議について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

3月24日に開催した第5回子ども・子育て会議について報告する。

案件は、(1) 阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗管理について、
(2) 第2記阪南市子ども・子育て支援事業計画(案)について、(3) その他、
である。

資料に基づき、説明する。

また、完成した第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の冊子とその概要版
をお配りしているのでご覧いただきたい。

(教育長)

資料3の5頁に年齢3区分別人口の記載があるが、0歳から14歳の年少人口
が、平成27年には7千人超だったのが平成31年には6千人超と、約1,000人も減少していることと、さらに7頁の今後の推計からも、少子化が急速に進んでいるのは一目瞭然である。このことは、教育委員や本会議の理事者、学校の教職員もしっかりと認識し、対象者が減る分教育の濃度を上げていかねばならないと考える。

(鎌田委員)

立派な冊子が完成したが、これはどうやって市民に公表するのか。

(教育総務課長)

こども未来部が計画全体を市ウェブサイトアップし、概要版は配布する。冊子は市役所窓口にて有償刊行物として販売すると聞いている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第4号「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員の公募について」
(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第4号「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員の公募について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第5号「阪南市立公民館指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」
(東鳥取公民館)**

(教育長)

報告事項第5号「阪南市立公民館指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」東鳥取公民館の報告を求める。

(東鳥取公民館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市立公民館運営審議会委員の公募について」(西鳥取公民館)

(教育長)

報告事項第6号「阪南市立公民館運営審議会委員の公募について」西鳥取公民館の報告を求める。

(西鳥取公民館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第7号「令和2年度教育委員会予算の概要について」
(教育総務課、各担当課)**

(教育長)

報告事項第7号「令和2年度教育委員会予算の概要について」教育総務課から順次報告を求める。

(教育総務課長)

まず、全課・室・館において共通の事項について説明する。

各所属の令和2年度予算において非常勤職員賃金がゼロとなり、新たに会計年度任用職員の報酬という科目ができていますが、これは、本市で令和2年度から新たに始まった会計年度任用職員制度によって職員がパートタイムの地方公務員となり、賃金ではなく報酬で支払うこととなったためである。なお、勤務条件により期末手当や、通勤手当にあたる費用弁償が支給されるため、予算科目が設けられている課もある。

また、各所管分の予算について、昨年度と比べて大幅に増減のあるものや、施策の改定等を図るものを抽出して説明する。

資料に基づき報告する。

(学校給食センター所長)

資料に基づき報告する。

(学校教育課長)

資料に基づき報告する。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき報告する。

(尾崎公民館長)

資料に基づき報告する。

(東鳥取公民館長)

資料に基づき報告する。

(西鳥取公民館長)

資料に基づき、説明する。

(図書館長)

資料に基づき報告する。

(教育長)

以上の報告を受けて、質問等はないか。

(鎌田委員)

学校教育課予算の教育指導費中、小学校水泳指導委託料とは何か。

(学校教育課長)

東鳥取プールと和泉鳥取プールが閉鎖となったため、使用していた東鳥取小学

校、朝日小学校、朝日幼稚園の3校園においては、委託事業者の所有するプールでプール指導を実施するというものである。

(鎌田委員)

公立のプール以外で実施するということか。

(学校教育課長)

現在プロポーザル方式により事業者を募っているところであり、選定した事業者の所有するプールで実施する。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<学校給食センター>

【中止】 物資購入委員会、献立委員会

<学校教育課>

【延期】 鳥取中学校入学式

【延期】 幼稚園入園式

<尾崎公民館>

【延期】 尾崎公民館説明会

<東鳥取公民館>

【延期】 東鳥取公民館説明会

<西鳥取公民館>

【延期】 西鳥取公民館説明会

5月 9日 浜の清掃と花と干潟を楽しもう

<図書館>

4月11日～ 完全休館

【中止】 5月以降開催の主催事業(終期末定)

※上記はいずれも、4月17日現在

(教育長)

ただいまの報告について、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

（教育長）

その他、何かないか。

（生涯学習部長）

本日4月17日14時30分から、『『阪南市立小中学校の制服・標準服』の見直しについて』を案件として令和2年度第1回総合教育会議を開催した。また、「その他」として「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」市長と市長部局に報告し、情報共有したことを報告する。

（教育長）

この件に関し、意見、質問等ないか。

（八田委員）

学校の休業というこの状況が長引けば、「Y o u T u b e授業」の実施なども考えなければならないのではないか。

（教育長）

教育委員会事務局として、授業の補充についてはどのように考えているのか。

（学校教育課長）

今年度すでに臨時休業が決定している4月8日から5月6日の期間、実施できない授業時数は約100時間あり、その分は5月7日以降に補充しなければならないが、夏期休業を利用することも検討している。

（教育長）

学校園の臨時休業が長引いているが、この1週間ほどは外を歩いていても地域に子どもの姿がない。子どもたちにとって長時間家にいることは大変だろうが、それぞれ頑張って新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力していると実感している。また一方で社会教育施設を全て閉鎖しており、市民の皆様には多大な不便をおかけしている。

さらに、保護者の方は子どもたちの勉強が2カ月遅れていることを不安に思われていると思うし、受験を控えた中学校3年生も、不安が高まっていることと思う。教育委員会では夏期休業を利用した授業補充の準備を進めているが、その内容については、本会議で随時報告する。

人との接触が断たれた状態ではできることも限られているが、考え抜いて何とか手立てをしたい。日本中の人々にとって苦しい状況だが、一致団結して乗り切り、一日でも早く子どもたちの笑顔が学校に戻ってくることを願っている。

（鎌田委員）

長期にわたる休業により、学校に勤務する人はどのような状況になっているのか。教員も分散出勤はするのか。

（学校給食センター所長）

例えば市費で任用する会計年度任用職員である給食配膳員は、4月16日から30日まで2名ずつ交代で出勤し、所属校において2時間の消毒作業を行っている。

(学校教育課長)

同じく会計年度任用職員であっても、学校図書館専任司書は子どもが学校にいても仕事はあるため通常通り出勤し、必要に応じて有給休暇や特別休暇を取得している。一方子ども支援員は、緊急受入の子どもたちの見守りや校園長の指示する仕事に従事するか、有給休暇や特別休暇を取得、あるいは欠勤している。

(生涯学習部理事)

教職員については、昨日市内小中学校に在宅勤務、いわゆるテレワークを17日から認める旨の通知を出した。「何割」という出勤制限は特にしていないが、学校の実情に応じ、学校運営等に支障のない範囲で教職員の感染防止に努めるよう、また特に基礎疾患のある教職員や妊婦等に対しては、勤務について特段の配慮をするように指示している。

本日からの実施であるため、現在各校の実態を調査中である。

(教育長)

留守家庭児童会の現状は。

(生涯学習推進室長)

4月7日の国の緊急事態宣言発出を受けた大阪府から「4月14日からの施設の使用制限」が要請された中でも、留守家庭児童会については休止要請が行われなかったため、開所している。ただ、依然として3密を完全に防ぐことができないという懸念があるため、この間、4月9日と4月17日の2度、できる限りの家庭保育への協力を求める文書を、保護者宛てに配布したところである。もし今後入所児童やその家族に新型コロナウイルス感染症患者が発生すれば、全部または一部閉所の可能性はあるが、家庭保育が困難な家庭のためにも、できるだけ開所を継続したいと考えている。

(教育長)

学校での緊急受け入れの状況はどうか。

(学校教育課長)

4月8日時点では合計で183名の利用があったが、受入人数の多さから緊急受入の場での子どもたちや教職員への感染拡大も懸念されるため、4月16日付けで利用自粛のお願いをメールや文書で行ったところ、本日4月17日の利用人数は計116名となり、最も多い小学校では30名超、少ない学校では10名弱とのことである。

(辻委員)

入学式が行われた小中学校の新入生は、そこで自分のクラスと担任教員が発表されたが、2年生以上などでまだされていない学校もある。3月中は担任の訪問もあったが、4月以降はそれもなく、子どもたちは不安になっているようだ。クラスと担任の発表だけでもできないか。

(学校教育課長)

クラスと担任の発表を書面等で行うことは良い面と悪い面両方あり、実施していない学校もある。また、教科書も配布したいが、家庭訪問や来校による感染リスクは避けられないと考える。

(教育長)

4月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて大阪府が対象区域に指定され、学校が休止を要請される施設となったため、子どもや保護者を来校させること自体が法に抵触する恐れがあり、教科書配布もままならない状況となっている。

辻委員のおっしゃるご心配は、各方面から多数聞いているが、今はできることをするしかないという状況である。ご理解いただきたい。

次回の令和2年第5回定例教育委員会は、令和2年5月15日(金)午後2時00分から防災コミュニティセンター6階多目的室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和2年第4回定例教育委員会を閉会する。

以上